

宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

県内各自治体では、子育て環境の充実を目指し、創意工夫しながら自主財源を創出し、様々な取組を進めている。

その中でも子ども医療費助成制度は、保護者が経済的な不安を抱くことなく、子供に必要な医療を受けさせる上で、必要不可欠な制度として定着してきている。

本市でも、さらなる子育て支援の一環として、令和4年10月診療分から対象年齢を18歳まで拡大し、所得制限と小学生以上の外来初診時500円の一部負担金を撤廃した。

子ども医療費助成制度の補助水準は都道府県ごとに異なるが、特に宮城県の場合は、乳幼児医療費助成制度の対象年齢が就学時前までで、所得制限もあることから、県内各自治体は単独事業として対象等を拡充して助成しているため、自治体間での格差が生じている状況である。

この格差を是正すべく、これまでも県市議会議長会から要望を行ってきたが、令和5年5月に県市長会からも、早急に対象年齢を18歳までに引き上げ、所得制限も撤廃すべきとの要望が出されている。

また、宮城県においては、令和4年における合計特殊出生率が1.09となり、4年連続で過去最低を更新するという深刻な状況になっている。この事態の打開のためには、県内各自治体が一丸となって子育て支援策を拡充・強化し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進していかなければならない。

県においては、より一層のリーダーシップを発揮し、県内各自治体が地域の実情に応じた子育て支援策にさらに力を注ぐべく、乳幼児医療費助成制度の拡充を、最優先課題として取り組むべきである。

よって、下記の事項において、早急に実現するように求めるものである。

記

- 1 県の乳幼児医療費助成制度について、早急に18歳までの対象年齢の引き上

げ、及び所得制限撤廃の措置を講じること。

2 全国一律の制度となるよう国に強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

名取市議会議長 菊 地 忍

宮城県知事 殿